

流山市地域防災計画(素案)に対する意見等(千葉県)抜粋

番号	記載箇所	意見等	修正案
1	風水害等編 2 - 8 震災編 2 - 8	表 ボランティア活動内容 「一般ボランティア」の活動内容に、救援物資等の仕分けや輸送を追加してはどうか。	左記のとおり追加します。
2	風水害等編 2 - 3 2	1 予防査察の主眼点 消防法の改正により住宅用火災報知機の設置が義務化されています。「住宅の用途に供される防火対象物において、住宅用火災警報機器が設置及び維持されているか。」を追加記載願います。	左記のとおり追加します。
3	風水害等編 2 - 6 5 震災編 2 - 7 5	1 協定の締結 「消防組織法第21条」「消防組織法第39条」 平成18年6月に消防組織法が改正になっています。	左記のとおり修正します。
4	風水害等編 2 - 8 4 震災編 2 - 8 7	2 収集・運搬・管理体制の確立 ごみの排出量については「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」に基づき、算定する旨記載を検討してください。	左記のとおり記載します。
5	風水害等編 3 - 1 1 震災編 3 - 1 1	(2) 市災害対策本部会議ア枠中 オ 自衛隊の派遣要請は知事が行うので、「派遣要請及び配備に係る県との調整に関すること」というように補足してください。	左記のとおり修正します。
6	大規模事故編 大-2 9	(8) 各事業者による応急・復旧対策 首都圏新都市鉄道(株)についても協議し記載できませんか。	左記のとおり記載します。
7	風水害等編 3 - 1 6 9 震災編 3 - 1 6 1	ア 判定土派遣要請 「被災建築物の応急危険度判定の派遣を県に要請するものとする。」とあるが、連絡先として次を表記してはいかがか。 連絡先 千葉県県土整備部建築指導課 電話043-223-3183 FAX 043-223-0913	左記のとおり記載します。
8	風水害等編 2 - 6 4	5 災害時要援護者が利用する施設からの避難体制の確保 「市は、水防法第15条第3項の規定に」「市は、水防法第15条第1項第3号の規定に」 「また、これらの施設の利用者の」「また、同法同条第2項の規定により、これらの施設の利用者の」 第15条第3項の避難計画の策定については、地下街のみが対象となるので、要援護者については不要です。	左記のとおり修正します。
9	風水害等編 4 - 1 4 震災編 4 - 1 4	第8 被災者生活再建支援金の支給 平成19年11月16日付けで被災者生活再建支援法の一部改正が公布されました。それに合わせて内容の修正を進めてください。	左記のとおり修正します。